

群馬県高等学校文化連盟写真専門部規約

第1条（名称）

本専門部は群馬県高等学校文化連盟写真専門部と称する。

第2条（事務局）

本専門部は事務局を原則として会長所在校に設置する。

第3条（目的）

本専門部は次のとおり目的を定める。

- 1 高校生の豊かな感性や表現力を育て、写真活動の普及を図る。
- 2 高校生の写真への興味・関心を高めるとともに、発表の機会を提供する。
- 3 顧問教諭相互の技能・指導力向上を図る。

第4条（事業）

本専門部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 合同撮影会
- 2 強化行事
- 3 高校写真展・専門部大会
- 4 その他、本専門部の目的達成に必要な事業

第5条（組織）

本専門部は、群馬県高等学校文化連盟に加盟する高等学校等で、本専門部に登録する写真部及び写真にかかわる部・同好会等をもって組織し、各顧問教職員を委員とする。

*総会通知及び登録用紙は、全ての群馬県高等学校文化連盟に加盟する学校へ通知し、以降の案内・通知は登録校のみに発送する。ただし登録期間は設けない。

第6条（登録）

登録期間は総会より次年度の総会までとし、以下の方法にて受け付ける。

- 1 総会への出席
- 2 高校写真展への出品
- 3 その他、事務局への申し出

第7条（役員）

本専門部に、次の役員を置く。任期は当該年度の総会から次年度の総会までとする。但し、再任を妨げない。

- | | |
|------|---------------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名（事務局長との兼任を妨げない） |
| 事務局長 | 1名（県高文連写真専門部理事を兼ねる） |
| 幹事 | 8名程度（東毛・中北毛・西毛より概ね2～3名ずつ） |
| 監査 | 2名（幹事との兼任はできない） |

第8条（役員の仕事）

役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本専門部を代表し、業務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は本専門部事業の企画運営・渉外的業務を行う。

- 4 幹事団（事務局長、幹事）は本専門部の企画運営にあたる。
- 5 会計監査は本専門部の会計監査を行う。

第9条（総会）

- 1 会長は、総会を招集する。
- 2 前年度事業総括・決算、当該年度事業計画・予算及び必要な議事を行う。
- 3 幹事校を登録校より互選する。
- 4 新年度役員の選出・承認を行う。

第10条（幹事会）

- 1 会長は、幹事会を招集する。
- 2 幹事会は監査を除く役員をもって構成する。
- 3 幹事会は専門部行事の立案・総括・関東地区高校写真展及び全国高総文祭推薦作品を審議する。
- 4 幹事会は強化事業に係わる立案・審議を行う。
- 4 幹事会は予算に係わる立案・審議を行う。
- 6 緊急を要し、総会開催を待てない事項について、必要な議事を行う。

第11条（高校写真展）

- 1 登録校による作品展示を行う。
- 2 関東地区高校写真展及び全国高等学校総合文化祭の予選として審査を行う。

第12条（備品貸与）

必要に応じて備品貸与を行う。

第13条（会計）

会計は以下の3つに分けて運用する。

- 1 一般会計 県高文連からの活動助成金及び行事参加者負担金等を財源とし、撮影会等の事業、事務局運営費用を支出する。
- 2 芸術祭会計 県高文連からの高校芸術祭予算等を財源とし、高校芸術祭運営に関わ費用を支出する。
- 3 特別会計 一般会計からの操出金等を財源とし、関東大会開催や一般会計の不足に備え、総会の承認により一般会計に支出する。

第14条（会計年度）

会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。事務局長は決算を行い総会に提案する。

第15条（会計監査）

各会計は、事務局によって決算され、部会長の決裁を受ける。監査役員は総会にて監査報告を行う。

（附 則）

- 1 必要に応じて細則を定める。
高校写真展細則・審査細則・備品貸与細則・補助金細則
- 2 この規約は、平成21年5月29日から施行する。
- 3 平成24年5月17日第5・7・8・10・12条改正
- 4 平成25年5月17日第13・14・15条追加